

平成23年度「消費地探訪バス」利用案内

1 消費地探訪バス運行支援制度とは

農林水産関係の生産者グループ、農産物加工グループ等が、県市町や消費者団体等が主催する研修会、イベント等に参加や出展し、また流通関係者との交流（施設視察）を行うなど、農村から都市への流れを促進させることを目的として、県がバス借上経費の一部を助成する制度です。

2 この制度を利用できる方

この制度を利用できる方は、県内の生産者グループや農産物加工グループ等の団体で、農林水産関係の生産振興や技術交流等を主な目的とした団体とします。

なお、宗教、政治活動を目的とする団体や、公共団体、企業、学校等の団体の場合は利用できません（企業の研修等や、バス借上経費を県・市町等で負担（一部負担を含む）するものは対象になりません）。

1団体1申込みにつき最大3台まで（視察研修は参加者全員の実施が可能な場合に限り）利用できます。

3 旅行の条件

(1) 旅行の目的、訪問先

次のアからウのいずれかに該当する旅行を対象とします。

ア 食品流通関係施設の視察研修

視察研修を目的として、県内に所在する次の①から③のいずれかの施設を1箇所訪問してください。

①卸売市場：生鮮食料品等（青果物、水産物、食肉、花き等）の卸売のために開設される市場

②小売施設：スーパーや百貨店等小売業の店舗など

③食品製造施設：食品加工場など

なお、視察研修については、十分に時間をとって参加者全員が受けて下さい。

※「視察研修」とは、施設の管理者等から当該施設における食品の流通動向等について説明を受けていただくことです。

イ 各種行事への農林水産物の出展

兵庫県や県内の市町、消費者団体等が主催する各種の行事において、農林水産物及びその加工品を出展してください。

ただし、その行事が農林水産物及びその加工品の品評を主たる目的としたものである場合は対象となりません。

ウ 意見交換会等への参加

兵庫県や県内の農林水産業団体、消費者団体等が主催する「食」や「農林水産業」をテーマとした意見交換会等に参加してください。

(2) 行程

「日帰りコース」または「1泊2日コース」とします。

なお、「1泊2日コース」において、県外で宿泊する場合は「日帰りコース」とみなします。

(3) 参加人数

20名以上とします。

(4) 利用バス

民間の貸切バス（公営バスを含む）または定員20名以上のレンタカーを利用してください。

なお、レンタカーについては、定員が20名以上の場合に限り対象となります。

4 助成金額

バス1台につき「日帰りコース」は2万5千円、「1泊2日コース」は5万円とします。ただし、バス借上経費（消費税、通行料、駐車料等を除く）がこれを下回る場合は、そのバス借上経費を上限とします。

5 申込手続

(1) 旅行の計画

日程、訪問施設を決め、訪問先に対し、当日の受け入れが可能かどうかを確認し、必ず施設へ訪問の申込（予約）をしてください。

(2) 申込の受付期間

ご利用日により募集期間が次の4期に分かれていますので予めご確認下さい。

募集開始日から7日目（休園日の場合はその翌日）までの間に当公社「兵庫楽農生活センター」に提出又は郵送（発信局消印有効）のあった利用申込は1台毎に抽選により受付順を決定し、それ以降は到着順で受付します。

なお、受付順を決定したのち、承認予定台数に達した以降の申込となる場合は「キャンセル待ち」での受付となりますのでご了承ください。

期	ご利用日(期間)	募集開始日(※期間)	受付順を抽選する期間
1期	23年 4月～ 6月	23年 3月10日(木)～	23年 3月17日(木)まで
2期	23年 7月～ 9月	23年 6月 2日(木)～	23年 6月 9日(木)まで
3期	23年10月～12月	23年 9月 1日(木)～	23年 9月 8日(木)まで
4期	24年 1月～ 3月	23年12月 1日(木)～	23年12月 8日(木)まで

※各期の募集期間は募集開始日から利用期間末日の20日前までです。

(3) 申込書の提出

旅行日の20日前までに「消費地探訪バス利用申込書」とともに「利用貸切バス経費見積書(写し可)」および「団体の規約等(団体の目的が明記された書面)」を当公社「兵庫楽農生活センター」に郵送してください（窓口申込も可：9:00～17:00水曜休園）。

なお、電話・ファクシミリ・電子メール等での申込はできません。また、募集開始日以前に到着した申込書は受け付けませんので、諸事情がある場合は配達日指定等をご利用下さい。

送付先：〒651-2304 神戸市西区神出町小束野 30-17 社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター「都市農村交流バス担当」 まで
TEL (078)965-2651 FAX (078)965-2653

6 利用の承認

(1) 利用承認の決定

受付順により申込書の内容を審査したうえで、利用承認を決定します。

なお、審査の際、申込者の概要や活動内容等がわかる資料を提出していただく場合があります。

(2) 利用承認の通知

利用を承認した団体には、利用承認書及び報告関係書面（実施状況確認票、代表者アンケート、助成金請求書、アルバム台紙ほか）を送付します。

なお、不承認となった団体にも、その旨通知します。

7 利用承認後の手続

(1) 利用内容の変更、利用中止の場合について

次の事態が発生した場合は、すみやかに当公社「兵庫楽農生活センター」へ電話連絡の上、必ず書面で届け出てください

ア 「利用変更届」・・・視察先、視察内容や行程等の内容を変更する場合、またはバス台数の減やバス借上費用が変更となる場合(助成希望金額が変更となる場合は変更後の「経費見積書(写し可)」を添付すること)

イ 「利用中止届」・・・やむを得ない事情(参加者が20名未満等)により全ての旅行を取りやめる場合

◇必要台数が増える等の理由により助成金の増額を希望する場合は、「利用中止届」に加えて新たに「利用申込書」と「経費見積書」を提出して、承認を得る必要があります。

(2) 旅行時にしていただくこと

- ア 「消費地探訪バス実施状況確認票」を携行し、訪問先で確認印の押印を受けてください。
- イ 視察等の実施状況が確認できる写真を撮影してください。（代表しての撮影・集合写真は不可）

(3) 旅行終了後にしていただくこと

ア バス借上経費の支払い

バス借上経費のうち、助成金を差し引いた残額をバス会社等へお支払いください。

残額分を支払ったことが確認できる書類（領収書の但し書き又はその明細等でバス費用が含まれ、助成金額が除かれていることが明記されたもの）を受け取ってください。

また、バス会社等に「助成金請求書」に記入する振込口座を確認して下さい。

イ 実施状況報告と助成金請求について

旅行終了後20日以内に以下の5つの書類を当公社「兵庫楽農生活センター」へ提出してください。

なお、写真は返却いたしません（PR等で活用させていただきます）のでご了承をお願いします。

- ①消費地探訪バス実施状況確認票
- ②助成金請求書（助成金受領権限委任状）
- ③旅行者が負担したバス借上費用を確認できる書類（領収書の写しや振込伝票）
- ④実施状況写真（3枚程度）（研修・体験の実施状況が確認できる写真）
- ⑤利用団体代表者アンケート

8 助成金の交付

助成金は、実施状況を確認後、あわせて提出された助成金請求書に基づき、バス会社等の金融機関口座へ振り込みます。（申込者にお支払いするものではありません）

全ての必要書類（7の(3)のイの①から⑤の5種類の書類）の提出がなければ、助成金の支払ができませんのでご注意ください。

旅行実施後20日を過ぎて報告書類（助成金請求書等）の提出がないときは、利用承認を取り消し、助成金を交付しない場合がありますので、実施後速やかに報告書類を提出いただきますようお願いいたします。

9 その他

(1) 保険加入

万一、ご利用のバスで交通事故等が発生した場合、兵庫県及び社団法人兵庫みどり公社は責任を負いませんので、保険に加入されるなどの対策を講じておかれることをお勧めします。

(2) 助成金の支払取消・返還、不正行為

申込書記載のとおりを実施されていないことが判明した場合は、助成金の支払を取り消す（支払済の場合は返還を求める）場合があります。

また、不正行為があった場合には、利用団体については、事実が判明した年度と翌年度、都市農村交流バス（全コース）の利用を承認しないほか、バス会社等については、事実が判明した日から2カ年の間、利用団体のバス借上先として承認しません。

（以上）

○宛名ラベルとして切り取ってご使用下さい

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」

〒651-2304

神戸市西区神出町小束野 30-17
社団法人兵庫みどり公社
兵庫楽農生活センター
「都市農村交流バス担当」